

## 堺市市民交流広場条例改正案に対する ご意見を募集します

堺市では、堺市市民交流広場（Mina さかい）における交流・滞在・賑わいを促す空間の創出や、持続的な賑わいのある広場運営に向けて、堺市市民交流広場条例改正案をとりまとめました。

つきましては、パブリックコメント制度に基づき、同案に対する皆様のご意見を以下のとおり募集します。

### 1 募集期間

令和 5 年 11 月 22 日（水）～令和 5 年 12 月 21 日（木）

### 2 ご意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○郵送の場合：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市役所 建築都市局 都心未来創造部 都心活性化担当あて

○直接持参の場合：堺市役所 建築都市局 都心未来創造部 都心活性化担当（市役所高層館 14 階）

○ファックスの場合：072-228-8034

○電子メールの場合：[toshin@city.sakai.lg.jp](mailto:toshin@city.sakai.lg.jp)

○本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォーム（電子申請システム）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/440187f9-3798-4b43-a3bb-478829afbd38/start>

### 3 内容

○堺市市民交流広場条例改正案の概要（指定管理者制度の導入及び使用料の見直し）

### 4 閲覧・配布場所

令和 5 年 11 月 22 日（水）から、堺市ホームページのほか、市役所市政情報センター（堺市役所高層館 3 階）、各区役所市政情報コーナー、堺市立各図書館、堺市役所都心未来創造部都心活性化担当で閲覧及び無料配布します。

## 5 その他

- 提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する堺市の考え方を市ホームページ等で一定期間公表します。
  - ・ご意見を提出された方の個人情報は公表いたしません。
  - ・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。
  - ・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。
- 単に賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や本市の考え方をお示しできませんので、ご了承ください。
- 提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

## 6 今後のスケジュール

令和6年1月 パブリックコメントの結果公表

令和6年2月 改正条例案の議会提案

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建築都市局 都心未来創造部 都心活性化担当 電 話：072-228-7514 ファックス：072-228-8034
----------------------------	---

# 堺市市民交流広場条例改正案の概要 (指定管理者制度の導入及び使用料の見直し)

## 背景・趣旨

- ◆ まちのにぎわいの創出に資する交流の場及び市民が親しみを持てる憩いの場を提供することを目的として、堺市市民交流広場（Minaさかい）を設置しているが（条例第1条）、令和5年5月に策定した「堺都心未来創造ビジョン」を踏まえて、居心地の良い人中心の空間の形成に向けて、市民交流広場において交流・滞在・賑わいを促す空間を創出する。
- ◆ 持続的な賑わいのある広場運営に向けて、営利行為等以外は無料としている使用料や（条例第5条）、賑わいの創出に繋がりにくい1m<sup>2</sup>から使用できる貸出方法を見直す必要がある。

## 改正案等の概要

- ◆ 民間が持つノウハウや人材、ネットワーク等を活用し、様々な人が参加できる魅力的な交流イベントの誘致や、気軽に憩える空間の創出等による日常利用の充実等をめざして、指定管理者制度を導入する。
- ◆ 持続可能な広場運営をめざし、営利行為等以外は無料としている使用料を有料化する。なお1m<sup>2</sup>あたりの使用料10円は変更しない。
- ◆ 設置目的である人々の交流に繋がるイベント等を誘引するため、指定管理者の募集時に最小貸出面積の設定やブロック貸等の貸出方法の提案を募り、一定規模の利用を促す。

## 今後の予定

令和5年11～12月	意見募集
令和6年1月	意見募集結果の公表、改正条例案へ反映
令和6年2月	改正条例案の議会提案
令和7年4月	改正条例施行（議決された場合）

# Minaさかいのこれまでの利用状況

## 設置目的等

- 設置目的  
(条例第1条) まちのにぎわいの創出に資する交流の場及び市民が親しみを持てる憩いの場を提供
- 施設概要  
(整備経過) H27 堺地方合同庁舎前整備工事完了、堺市市民交流広場条例施行  
H29 市役所前市民交流広場整備工事(第1工区)完了  
R4 市役所前市民交流広場整備工事(第2工区)完了  
(施設概要) 市役所前市民交流広場 約3400 m<sup>2</sup> 堺地方合同庁舎前広場 約1700 m<sup>2</sup>  
(利用料金) 原則無料、営利行為等のみ10円/m<sup>2</sup>・日(1 m<sup>2</sup>から利用可能)



## 利用状況

- 利用件数
  - ▶ 年間200～300回程度であり、年間を通じて概ね利用されている状況である。
  - ▶ 開設当初、多くの方に利用いただき認知度を高めることを目的に、1m<sup>2</sup>からの貸出や営利行為等以外は無料とし運営してきた結果、利用件数は増加傾向にある。
- 使われ方
  - ▶ 平日は、マルシェ・野菜市など物品販売が定期的実施され周辺住民等の来街、休日は、魅力的なイベントが実施されイベントを目的とする市内外からの来街が見られる。
  - ▶ 一方で、小規模利用による交流・賑わいに繋がりにくい利用や憩いの日常利用が見られない等の課題もみられる。

→広場の利用促進の目的は概ね達成しており、今後、更なる交流・憩いの空間を創出する利用に転換する。

# 堺都心未来創造ビジョン（Minaさかい位置づけ）

## 堺都心未来創造ビジョン（堺東エリア）

### ○取組の方向性

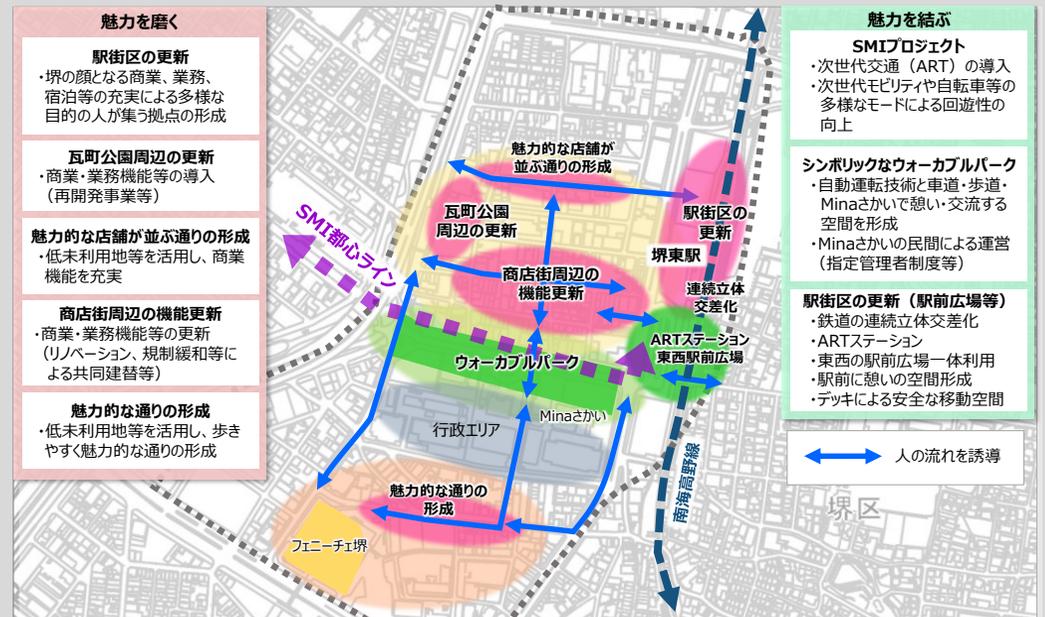
- ▶ クロスプレイス堺東～訪れる・働く・住む人など多様な目的の人が集い・交流するエリアへ～
- ▶ 広場・道路等の公共空間を活用し、交流・滞在を促す居心地の良い人中心の空間の形成

### ○コアウォークブルゾーン（大小路筋）の方向性

- ▶ 都市の貴重な大規模オープンスペースが持つ解放感を感じながら、家族や仲間であそんでいる
- ▶ 広場などはワクワクするイベント等が開催されている

### ○取組

- ▶ Minaさかいで憩い・交流する空間を形成、Minaさかいの民間による運営（指定管理者制度等）



## 背景

### ○利用件数は増加し、広場の認知度が向上

- ▶ 多くの方に利用いただき認知度を高めることを目的に、1㎡からの貸出や営利行為等以外は無料とし運営してきた結果、利用件数は増加傾向にある

### ○交流・憩いの空間など様々な使い方による多様な来街の促進

- ▶ これまで得られた広場の使い方に関する知見をもとに、更なる交流や憩いの空間など様々な使い方を生み出し、多様な目的の来街を促進する必要がある

### ○堺都心未来創造ビジョン

- ▶ 「Minaさかいで憩い・交流する空間を形成、Minaさかいの民間による運営（指定管理者制度等）」を位置づけており、その実現を図る必要がある

## 民間活力導入 (指定管理者制度)

### ○魅力的な交流イベントの充実

- ▶ 民間が持つノウハウや人材、ネットワークを活用し、積極的なイベント誘致、また魅力的な交流イベント充実により、来街を促進

### ○気軽に憩える日常利用の充実

- ▶ 民間が持つノウハウ・マンパワー等を活用し、憩いの設えを実施

### ○持続的な賑わいのある広場運営に向けた貸出方法の見直し

- ▶ 原則無料の使用料や1㎡からの貸出方法を見直し、持続的に賑わいを生み出す広場運営を実現

## SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトとの連携

### ○ARTステーションを単なる駅ではない交流拠点へ

- ▶ ステーションと道路空間と広場を一体的に捉え交流空間を創出

### ○ARTの特性を活用した未来の都市内空間「コアオーカブルパーク」の形成

- ▶ ART自動運転＋車道＋広場＋歩道により大小路を人中心の空間へ



## 魅力的な交流イベントの充実

- 民間の柔軟な発想や商業者等とのタッグにより、積極的なイベント誘致、民間ノウハウを活用した使い方の質向上  
→魅力的なイベントを誘致し、新規来街者等を獲得



民間の柔軟な発想のもとイベントが可能（例スイーツイベントなど）

## 気軽に憩える日常利用の充実（憩い交流空間）

- 民間のノウハウ・マンパワー等を活用し、憩いの設えや、集客企画と連携した仕掛けなどを実施  
→子育て世帯などの住んでいる人や働いている人の日常利用を促進



子育て世帯が集い、リラックスする空間  
（イメージ）



住んでいる・働いている人が憩う空間  
（イメージ）

## 持続的な賑わいのある広場運営に向けた貸出方法の見直し

- 広場使用の有料化
  - ▶ 持続可能な広場運営をめざし、営利行為等以外は無料としている使用料を有料化する
- 貸出単位の見直し
  - ▶ 1 m<sup>2</sup>から利用できる貸出方法を見直し、貸出最小面積の設定やブロック単位での貸出により、交流を生む取組等を誘発  
例) ▶ 平日は、最低利用規模を設定  
指定管理者による新規利用者の発掘および既存利用者とのマッチングにより、ステップアップしながら利用規模の拡大を図る
  - ▶ 休日は、区画割を設定し、一定規模の利用を促進

休日区画割  
イメージ

